

# G 2 0 観光大臣会合推進会議 第 2 回総会 次第

〔平成30年10月30日(火) 11:00～11:15〕  
〔場所：ホテルニューオータニ札幌2階「鶴の間」〕

開 会

挨拶

議 題

- 1 G 2 0 観光大臣会合推進会議の規約改正（案）について
- 2 G 2 0 観光大臣会合推進事業計画（案）について
- 3 その他

閉 会

## 【資 料】

資料 1 - 1 : G 2 0 観光大臣会合に関する官民連携組織の規約改正について

資料 1 - 2 : G 2 0 観光大臣会合実行委員会規約（案）

資料 2 : G 2 0 観光大臣会合推進会議事業計画（案）

## G 2 0 観光大臣会合推進会議 第 2 回総会 出席者

### 【構成員】

所 属	役 職	名 前	備 考
北海道	知事	高橋 はるみ	
倶知安町	町長	西江 栄二	
北海道市長会	事務局長	吉澤 政昭	代理
北海道町村会		欠席	会長に表決を委任
北海道経済連合会	会長	高橋 賢友	
北海道経済同友会	常務理事／事務局長	寺澤 重成	代理
(社)北海道商工会議所連合会	常務理事	佐藤 季規	代理
北海道商工会連合会	専務理事	戸澤 孝一	代理
(公社)北海道観光振興機構	会長	堰八 義博	
北海道農業協同組合中央会		欠席	会長に表決を委任
ホクレン農業協同組合連合会	会長	内田 和幸	
北海道漁業協同組合連合会		欠席	会長に表決を委任
北海道木材産業協同組合連合会	副会長	内田 敏博	代理
倶知安 G 2 0 観光大臣会合推進町民会議	会長	西江 栄二	
後志町村会会長	事務局長	山本 靖	代理
後志観光連盟	会長	西江 栄二	
G 2 0 M T M 学生サポーターズ	代表発起人	前田 麻里	

### 【顧問】

所 属	役 職	名 前	備 考
北海道議会	事務局次長	阪 正寛	代理
後志町村議長会	会長	岩井 英明	
倶知安町議会	議長	鈴木 保昭	
北海道総合通信局	局長	藤本 昌彦	
北海道経済産業局	国際課総括係長	川邊 理恵	代理
北海道開発局	開発監理部次長	平野 令緒	代理
北海道運輸局	局長	大高 豪太	

### 【事務局】

所 属	役 職	名 前	備 考
北海道総合政策部	総合政策部長	小野塚 修一	
北海道総合政策部国際局	G20観光大臣会合担当局長	中島 俊明	

## G20 観光大臣会合に関する官民連携組織の規約改正について

新	旧	摘要
<p>G20観光大臣会合実行委員会 規約（案）</p> <p>（名称） 第1条 本会は、「<u>G20観光大臣会合実行委員会</u>」（以下「<u>実行委員会</u>」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 <u>実行委員会</u>は、2019年に倶知安町で開催されるG20観光大臣会合（以下「<u>大臣会合</u>」という。）の成功に向け、官民一体となった受入体制を確立し、支援・協力を行うとともに、大臣会合の機会を捉えて北海道の魅力を国内外に広くアピールすることを目的として設置する。</p> <p>（実施内容） 第3条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するために、次に掲げる<u>事業</u>を行う。 （1）大臣会合開催に対する支援、協力及び受入れに関すること。 （2）大臣会合に関連した広報・啓発などに関すること。 （3）大臣会合関連事業の企画及び<u>実施</u>に関すること。 （4）関係団体及び機関との連絡調整などに関すること。 （5）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>（組織） 第4条 <u>実行委員会</u>は、別表1の<u>委員</u>及び顧問をもって組織する。 2 会長は、必要があると認めるときは、<u>実行委員会</u>に新たな<u>委員</u>又は顧問を参加させることができる。</p> <p>（役員） 第5条 会長は、北海道知事をもって充てる。 2 副会長は、倶知安町長をもって充てる。 <u>3 監事は、北海道経済連合会会長をもって充てる。</u></p> <p>（役員の職務） 第6条 会長は、<u>実行委員会</u>を代表し、会務を総括する。</p>	<p>G20観光大臣会合推進会議 規約</p> <p>（名称） 第1条 本会議は、「<u>G20観光大臣会合推進会議</u>」（以下「<u>推進会議</u>」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 <u>推進会議</u>は、2019年に倶知安町で開催されるG20観光大臣会合（以下「<u>大臣会合</u>」という。）の成功に向け、官民一体となった受入体制を確立し、支援・協力を行うとともに、大臣会合の機会を捉えて北海道の魅力を国内外に広くアピールすることを目的として設置する。</p> <p>（活動内容） 第3条 <u>推進会議</u>は、前条の目的を達成するために、次に掲げる<u>活動</u>を行う。 （1）大臣会合開催に対する支援、協力及び受入れに関すること。 （2）大臣会合に関連した広報・啓発などに関すること。 （3）大臣会合関連事業の企画に関すること。 （4）関係団体及び機関との連絡調整などに関すること。 （5）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>（組織） 第4条 <u>推進会議</u>は、別表1の<u>構成員</u>及び顧問をもって組織する。 2 会長は、必要があると認めるときは、<u>推進会議</u>に新たな<u>構成員</u>又は顧問を参加させることができる。</p> <p>（役員） 第5条 会長は、北海道知事をもって充てる。 2 副会長は、倶知安町長をもって充てる。</p> <p>（役員の職務） 第6条 会長は、<u>推進会議</u>を代表し、会務を総括する。</p>	<p>名称の変更</p> <p>第3条を（活動内容）から（実施内容）に変更</p> <p>構成員を委員に変更</p> <p>事業予算を持つことから、役員に監事を追加</p>

<p>2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。</p> <p>3 <u>監事は、実行委員会の会計を監査する。</u></p> <p>(顧問の職務) 第7条 顧問は、<u>実行委員会</u>の運営に関し、意見を述べることができる。</p> <p>(任期) 第8条 役員及び顧問の任期は、<u>実行委員会</u>が解散するまでとする。</p> <p>(総会) 第9条 <u>実行委員会</u>の総会は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) <u>実行委員会</u>の規約の制定及び改廃に関すること</p> <p>(2) 事業計画及び<u>予算</u>に関すること</p> <p>(3) <u>決算</u>に関すること</p> <p>(4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること</p> <p>3 総会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。</p> <p>4 <u>委員</u>が出席できないときは、当該委員が指名する者がその職務を代理することができる。</p> <p>5 総会には、必要に応じて<u>委員</u>以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>6 会長は、総会の開会が困難な場合は、書面によって総会の議決に代えることができる。</p> <p>(幹事会) 第10条 <u>実行委員会</u>の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、<u>実行委員会</u>の運営に関して、必要な事項を協議する。</p> <p>3 幹事会は、別表2の幹事、オブザーバーをもって構成する。</p> <p>4 幹事長は、北海道総合政策部長をもって充て、幹事会を招集し、会務を総括する。</p> <p>5 オブザーバーは、<u>実行委員会</u>の運営に関し、意見を述べることができる。</p> <p>6 幹事会の議案は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。</p> <p>7 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名する者がその職務を代理することができる。</p> <p>8 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出</p>	<p>2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。</p> <p>(顧問の職務) 第7条 顧問は、<u>推進会議</u>の運営に関し、意見を述べることができる。</p> <p>(任期) 第8条 役員及び顧問の任期は、<u>推進会議</u>が解散するまでとする。</p> <p>(総会) 第9条 <u>推進会議</u>の総会は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) <u>推進会議</u>の規約の制定及び改廃に関すること</p> <p>(2) 事業実施方針及び<u>実施体制</u>に関すること</p> <p>(3) その他第2条の目的の達成に必要と認められること</p> <p>3 総会の議案は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。</p> <p>4 <u>構成員</u>が出席できないときは、当該構成員が指名する者がその職務を代理することができる。</p> <p>5 総会には、必要に応じて<u>構成員</u>以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>6 会長は、総会の開会が困難な場合は、書面によって総会の議決に代えることができる。</p> <p>(幹事会) 第10条 <u>推進会議</u>の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、<u>推進会議</u>の運営に関して、必要な事項を協議する。</p> <p>3 幹事会は、別表2の幹事、オブザーバーをもって構成する。</p> <p>4 幹事長は、北海道総合政策部長をもって充て、幹事会を招集し、会務を総括する。</p> <p>5 オブザーバーは、<u>推進会議</u>の運営に関し、意見を述べることができる。</p> <p>6 幹事会の議案は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。</p> <p>7 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名する者がその職務を代理することができる。</p> <p>8 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出</p>	<p>監事の職務を追加</p> <p>委員会に移行することにより、議決項目を事業実施方針及び実施体制から、事業計画及び予算、決算に変更</p>
--	---	---

<p>席を求めることができる。</p> <p>9 幹事長は、幹事会の開会が困難な場合は、書面によって幹事会の議決に代えることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第11条 会長は、<u>実行委員会</u>の目的達成のために必要があると認めるときは、部会を設置することができる。</p> <p>2 部会長は、会長が指名し、部会の会務を総括する。</p> <p>3 部会のメンバーは、部会長が選任する。</p> <p>(会長の専決処分)</p> <p>第12条 会長は、総会の権限に属する事項で、軽易なもの、又は総会を招集するいとまがないときには、その議決すべき事項を専決処分することができる。</p> <p>(財務)</p> <p>第13条 <u>実行委員会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>実行委員会の事業年度は、年 月 日から2020年3月31日までの間とする。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第14条 <u>実行委員会</u>の事務を処理するため、北海道総合政策部に事務局を置く。</p> <p>2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(解散)</p> <p>第15条 <u>実行委員会</u>は、事業の目的を達成したとき解散する。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会議決を経て処分する。</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 この規約に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則 この規約は、平成30年6月28日から施行する。</p> <p>附則 <u>この規約は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>席を求めることができる。</p> <p>9 幹事長は、幹事会の開会が困難な場合は、書面によって幹事会の議決に代えることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第11条 会長は、<u>推進会議</u>の目的の達成のために必要があると認めるときは、部会を設置することができる。</p> <p>2 部会長は、会長が指名し、部会の会務を総括する。</p> <p>3 部会のメンバーは、部会長が選任する。</p> <p>(会長の専決処分)</p> <p>第12条 会長は、総会の権限に属する事項で、軽易なもの、又は総会を招集するいとまがないときには、その議決すべき事項を専決処分することができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 <u>推進会議</u>の事務を処理するため、北海道総合政策部に事務局を置く。</p> <p>2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(解散)</p> <p>第14条 <u>推進会議</u>は、事業の目的を達成したとき解散する。</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規約に定めるもののほか、<u>推進会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則 この規約は、平成30年6月28日から施行する。</p>	<p>財務に関する条文を追加</p> <p>解散時の残余財産の処分に関する項目を追加</p>
---	---	--

## G20観光大臣会合実行委員会 規約（案）

## （名称）

第1条 本会は、「G20観光大臣会合実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 実行委員会は、2019年に倶知安町で開催されるG20観光大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功に向け、官民一体となった受入体制を確立し、支援・協力を行うとともに、大臣会合の機会を捉えて北海道の魅力を国内外に広くアピールすることを目的として設置する。

## （実施内容）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1）大臣会合開催に対する支援、協力及び受入れに関すること。
- （2）大臣会合に関連した広報・啓発などに関すること。
- （3）大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること。
- （4）関係団体及び機関との連絡調整などに関すること。
- （5）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

## （組織）

第4条 実行委員会は、別表1の委員及び顧問をもって組織する。

2 会長は、必要があると認めるときは、実行委員会に新たな委員又は顧問を参加させることができる。

## （役員）

第5条 会長は、北海道知事をもって充てる。

2 副会長は、倶知安町長をもって充てる。

3 監事は、北海道経済連合会会長をもって充てる。

## （役員職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

## （顧問職務）

第7条 顧問は、実行委員会の運営に関し、意見を述べることができる。

## （任期）

第8条 役員及び顧問の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

## （総会）

第9条 実行委員会の総会は、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- （1）実行委員会の規約の制定及び改廃に関すること
- （2）事業計画及び予算に関すること
- （3）決算に関すること
- （4）その他第2条の目的の達成に必要と認められること

3 総会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

- 4 委員が出席できないときは、当該委員が指名する者がその職務を代理することができる。
- 5 総会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 会長は、総会の開会が困難な場合は、書面によって総会の議決に代えることができる。

(幹事会)

第10条 実行委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、実行委員会の運営に関して、必要な事項を協議する。
- 3 幹事会は、別表2の幹事、オブザーバーをもって構成する。
- 4 幹事長は、北海道総合政策部長をもって充て、幹事会を招集し、会務を総括する。
- 5 オブザーバーは、実行委員会の運営に関し、意見を述べることができる。
- 6 幹事会の議案は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。
- 7 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名する者がその職務を代理することができる。
- 8 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 9 幹事長は、幹事会の開会が困難な場合は、書面によって幹事会の議決に代えることができる。

(部会)

第11条 会長は、実行委員会の目的達成のために必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会長は、会長が指名し、部会の会務を総括する。
- 3 部会のメンバーは、部会長が選任する。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会の権限に属する事項で、軽易なもの、又は総会を招集するいとまがないときには、その議決すべき事項を専決処分することができる。

(財務)

第13条 実行委員会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の事業年度は、 年 月 日から2020年3月31日までの間とする。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、北海道総合政策部に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会議決を経て処分する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## (別表1)

## ○委員

所 属	職 名	備 考
北海道	知事	会長
倶知安町	町長	副会長
北海道市長会	会長	
北海道町村会	会長	
北海道経済連合会	会長	監事
北海道経済同友会	代表幹事	
(社)北海道商工会議所連合会	会頭	
北海道商工会連合会	会長	
(公社)北海道観光振興機構	会長	
北海道農業協同組合中央会	会長	
ホクレン農業協同組合連合会	会長	
北海道漁業協同組合連合会	会長	
北海道木材産業協同組合連合会	会長	
倶知安G20観光大臣会合推進町民会議	会長	
後志町村会	会長	
後志観光連盟	会長	
G20MTM学生サポーターズ	代表発起人	

## ○顧問

所 属	職 名	備 考
北海道議会	議長	
後志町村議長会	会長	
倶知安町議会	議長	
北海道総合通信局	局長	
北海道経済産業局	局長	
北海道開発局	局長	
北海道運輸局	局長	



## (別表2)

## ○幹事

所 属	職 名	備 考
北海道	総合政策部長	幹事長
北海道	観光振興監	
倶知安町	G20観光大臣会合推進室長	
北海道市長会	事務局長	
北海道町村会	事務局長	
北海道経済連合会	常務理事	
北海道経済同友会	常務理事／事務局長	
(社)北海道商工会議所連合会	常務理事	
北海道商工会連合会	常務理事／事務局長	
(公社)北海道観光振興機構	常務理事／事務局長	
北海道農業協同組合中央会	総合管理室長	
ホクレン農業協同組合連合会	経営企画部長	
北海道漁業協同組合連合会	総務企画部長	
北海道木材産業協同組合連合会	専務理事	
倶知安G20観光大臣会合推進町民会議	事務局長	
後志町村会	事務局長	
後志観光連盟	事務局長	
G20MTM学生サポーターズ	事務局長	

## ○オブザーバー

所 属	職 名	備 考
北海道議会	事務局長	
後志町村議長会	事務局長	
倶知安町議会	事務局長	
北海道総合通信局	情報通信部長	
北海道経済産業局	総務企画部長	
北海道開発局	開発監理部次長	
北海道運輸局	観光部長	

## G 2 0 観光大臣会合推進事業計画（案）

### 1 基本的な考え方について

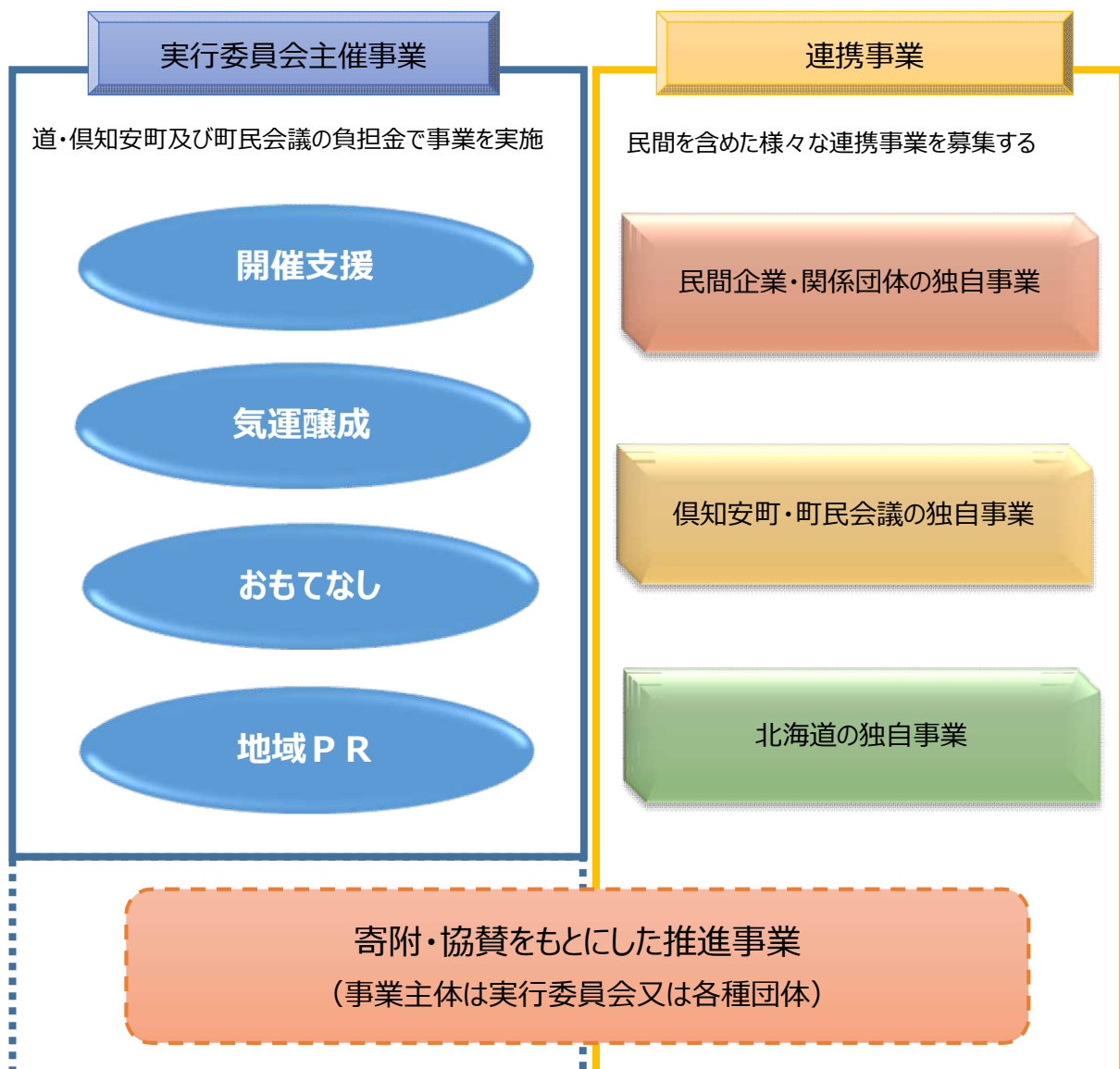
北海道倶知安町で開催されるG 2 0 観光大臣会合の成功に向け、官民一体となったオール北海道としての受入体制を確立し、支援・協力を行うとともに、大臣会合の機会を捉えて北海道の魅力を国内外に広くアピールする。



会合の様子（APEC 貿易担当大臣会合）

### 2 事業の構成

実行委員会が主催する事業のほか、大臣会合の開催とあわせて企業や団体が実施する様々な事業（連携事業）もG20 観光大臣会合推進事業に位置付け、オール北海道で取り組む。



### 3 実行委員会主催事業について

#### (1) 開催支援

会合開催に係る受入体制の整備を行うとともに、会合の円滑な開催を支援する。

##### ○ 受入体制の整備

空港・駅等での参加者への情報提供（通訳ボランティアの配置）、  
各国政府関係者の事前視察の支援 など

##### ○ 会合支援

空港歓迎行事・政府主催レセプションの支援、海外向けHP作成 など



通訳ボランティアガイド（APEC 貿易担当大臣会合）



空港歓迎行事（太平洋島サミット）

#### (2) 気運醸成（広報・啓発活動）

会合の開催を幅広く道民に周知をして、開催気運の盛り上げを図る。

##### ○ 事前広報

ポスターの公募・作成、パンフレット・リーフレットの作成 など

##### ○ 気運醸成イベント

カウントダウンモニュメントの設置、講演会・シンポジウム等の開催  
学生サミットの開催、周辺市町村の環境美化活動の実施 など



ポスター掲示と懸垂幕（APEC 貿易担当大臣会合）



町民の受入れ気運の醸成を図る「太平洋・島サミット  
フォーラム in 占冠」(太平洋島サミット)

### (3) おもてなし

会合で来道する各国の大臣等をオール北海道で歓迎する。

- 地元での歓迎行事

地域主催歓迎レセプションの開催、リフレッシュイベント、VIP 向け記念品贈呈 など



歓迎レセプション（APEC 貿易担当大臣会合）

会合会場でのリフレッシュイベント（APEC 貿易担当大臣会合）



配偶者プログラムでのアイヌ文化体験  
（北海道洞爺湖サミット）



各国首脳と地域との交流事業（太平洋島サミット）



### (4) 地域PR

会合に参加する各国の政府関係者、観光関係団体や報道関係者等に「食」や「観光」など本道の様々な魅力を発信する。

- 会合参加者向けPR事業

エクスカーションの実施、プレスツアーの実施、情報発信ブースの設置 など

- 会合の開催に合わせたPR事業

食のPRイベントの実施、情報誌発行・英字新聞での特集 など



プレスツアー（北海道洞爺湖サミット）



情報発信ブースの設置(APEC 貿易担当大臣会合)



道産食の発信イベント（APEC 貿易担当大臣会合）



関係者・報道機関に産業・観光・文化情報を発信する  
ウェルカムパッケージ（APEC 貿易担当大臣会合）

## 【実行委員会主催事業に係る予算】 ※事業年度：事業計画の策定～2020年3月31日までの間

## &lt;支出の部&gt;

区分	事業内容	予算額 (千円)
(1) 推進費		
開催支援	①各国政府関係者等の直前視察への支援 ②空港、政府主催レセプションでの歓迎行事の実施 ③通訳ボランティアの配置、研修の実施 ④空港や駅へのインフォメーション機能の整備 ⑤現地スタッフ着用品、車輛通行証の作成・配付 ⑥ホームページの翻訳 ⑦開催報告書の作成 等	18,950
気運醸成	①カウントダウンモニュメントの設置 ②300日前イベントの開催 ③政府関係者による講演会の開催 ④学生サミットの開催 ⑤道内イベントでのPR (例：地域でのお祭りなど) ⑥周辺市町村の環境美化活動の実施 ⑦ポスターの公募、作成 ⑧パンフレット・リーフレットの作成 ⑨横断幕、のぼりの作成 等	6,822
おもてなし	①歓迎レセプションの実施 ②歓迎レセプション (準備会合) の実施 ③地域との交流事業の実施 ④配偶者プログラムの実施 ⑤記念品の贈呈 (各国VIP) 等	16,057
地域PR	①エクスカージョン (会合参加者向け視察ツアー) の実施 ②プレスツアーの実施 ③食と観光のPRイベントの実施 ④情報ブースの設置 ⑤地域の情報パンフレットの配布 ⑥情報誌の発行、英字新聞での特集 等	33,756
(2) 事務局運営費		15,415
合計		91,000

## &lt;収入の部&gt;

項目	予算額 (千円)
(1) 北海道負担金	54,000
(2) 倶知安町及び倶知安G20観光大臣会合推進町民会議負担金	27,000
(3) 民間からの寄附・協賛	10,000*
	※目標額
合計	91,000

## 【実施スケジュール】

別紙「G20観光大臣会合実行委員会主催事業 推進スケジュール」のとおり

## 4 連携事業について

### (1) 民間企業や関係団体による自らの企画力やノウハウを生かした独自事業

#### <事業例>

- ① 自社制作番組、冊子等での広報
- ② G20 観光大臣会合に関連したフェアやセミナーなどの企画、実施
- ③ コラボデザイン商品の販売、提供
- ④ 会合開催時の盛り上げイベントの実施
- ⑤ ポスターや懸垂幕の掲示、リーフレット等の印刷協力
- ⑥ 各種イベントの際の食材や資材の提供による協力

など

### (2) 倶知安町、倶知安町 G20 観光大臣会合町民会議、北海道が実施する独自事業

### (3) 道民や民間企業等から広く寄附や協賛を募り、それを財源とした連携事業

## 5 パートナー・スポンサーについて

連携事業を実施いただく企業・団体等の皆様を「パートナー」として、寄附をいただく企業・団体等の皆様を「スポンサー」として登録し、それらのつながりを活用し、相乗効果を狙って推進事業を展開します。

